

ニュージーランドの地震保険

主任研究員 佐川 果奈英

目 次

1. はじめに
2. ニュージーランドの概要
 - (1) ニュージーランドおよび同国損害保険市場の概容
 - (2) ニュージーランドにおける地震の発生状況
3. 地震保険制度の概要
 - (1) EQC の地震保険の概要
 - (2) 民間の地震保険の概要
4. カンタベリー地震における EQC の対応
 - (1) カンタベリー地震の概要
 - (2) 地震による損害
 - (3) EQC における対応
5. 地震保険税の値上げ
 - (1) 値上げの背景
 - (2) 値上げ幅、実施時期の決定
6. カンタベリー地震以降の民間の保険会社の動向
 - (1) 保険会社の破綻
 - (2) 値上げ、撤退に関する動き
 - (3) ソルベンシー基準規制の導入
7. おわりに

1. はじめに

ニュージーランドはわが国と同様に地震リスクの非常に高い国である。わが国では昨年東日本大震災が発生し、多大な被害を受けたが、ニュージーランドにおいても昨年2月にニュージーランド第2の都市であるクライストチャーチ（Christchurch）において大規模な地震が発生した。この地震により建物等の倒壊や大規模な液状化が発生し、日本人留学生を含む181名が亡くなる惨事となった。

ニュージーランドでは国営の地震保険制度が1944年から整備されており、クライストチャーチを含むカンタベリー地域の復興においても地震保険は重要な役割を果たしている。

ニュージーランドの地震保険制度は公的地震保険が中心となっていること、公的地震保険は民間の火災保険に強制付帯されること、公的地震保険制度にニュージーランド政府が無制限責任を負っていること、再保険市場に出再がなされていること、保険の対象に土地を含めていること等、わが国の制度とは大きく異なっている。

わが国では、東日本大震災以降、政府の補償額の見直しがなされ、また支払限度額の拡大や損害の認定基準の見直しも検討されている。ニュージーランドの地震保険制度はわが国の制度とは大きく異なるものの、同じ地震リスクを持つ国として参考になる可能性があることから、本稿では地震保険制度の概要、カンタベリー地震における公的地震保険の支払等への対応、カンタベリー地震以降の動向等について紹介する。

なお、カンタベリー地震への対応についてはニュージーランド政府のカンタベリー復興事業とともに対応が行われており、現在も損害査定や支払の対応が続けられていること、今なお数多くの余震が発生していることから正確な被害額や保険金支払額の確定は数年後になる見込である。本稿では現在までの状況を可能な範囲でレポートを行う。

また、本稿における意見・考察等は筆者の個人的見解であり、所属する組織を代表するものではないことをお断りしておく。

2. ニュージーランドの概要

本項では、ニュージーランドおよび同国損害保険市場の概要を説明した後、ニュージーランドにおける地震の発生状況の説明を行う。

(1) ニュージーランドおよび同国損害保険市場の概容

ニュージーランドは、北島（North Island）と南島（South Island）の2島とその周辺の島々から構成されている南太平洋の南西部に位置する島国である。ニュージーランドの面積は約27万平方メートル（わが国の約4分の3）、人口は約440万人（2011年6月末現在）であり、首都はウェリントン（Wellington）¹である。

¹ ウェリントンの人口は約20万人（2011年6月末現在）であり、人口はオークランド（約149万人）、クライストチャーチ（約37万人）に次いでニュージーランド国内では3番目となっている。

スイス再保険が発行している「シグマ 2011 年第 2 号 2010 年世界の保険」によれば、損害保険の市場規模は世界第 31 位であり、正味収入保険料は約 97 億 NZドル(約 5,820 億円²⁾ である。

ニュージーランドの損害保険市場は、国が運営を行う公的分野と民間分野に分かれる。公的分野には、地震委員会 (Earthquake Commission : 以下「EQC」) が運営を行う地震保険制度および事故補償公社 (Accident Compensation Corporation : ACC) が運営を行う無過失責任に基づく事故補償制度³がある。イギリスの調査会社である Axco 社の資料によると、2008 年度では収入保険料ベースで損害保険市場全体の約 55.8%を公的分野が引き受けている。

(2) ニュージーランドにおける地震の発生状況

ニュージーランドは、インド・オーストラリアプレートと太平洋プレートの境界上に位置する。わが国と同様に地震活動や火山活動の活発な国であり、数多くの地震が発生している。図表 1 は、過去にニュージーランドで発生した主な地震である。

図表 1 ニュージーランドで発生した主な地震

発生年月	発生場所	地震の規模 (マグニチュード)
1848年10月	マールボーロ (Marlborough)	7.8
1855年1月	ワイララパ (Wairarapa)	8.2
1868年10月	フェアウェル岬 (Cape Farewell)	7.0-7.5
1888年9月	北カンタベリー (North Canterbury)	7.1
1929年3月	アーサー・パス (Arthur's Pass)	7.1
1929年6月	ブラー (ムーチストン) (Buller (Murchiston))	7.8
1931年2月	ホーク湾 (Hawke's Bay)	7.8
1934年3月	ホロエカ (パヒアツア) (Horoeka (Pahiatua))	7.6
1942年6月	ワイララパ (Wairarapa)	7.2
1942年8月	ワイララパ (Wairarapa)	7.0
1968年5月	イナングアア (Inangahua)	7.1
1987年3月	エッジカン (Edgecumbe)	6.5
1988年6月	テ・アナウ (Te Anau)	6.7
1990年5月	ウェバー (Weber)	6.4
1993年8月	セクレタリー島 (Secretary Island)	6.8
2003年8月	フィオールドランド (Fiordland)	7.2
2007年10月	ジョージ・サウンド (Goerge Sound)	6.7
2007年12月	ギズボーン (Gisborne)	6.8
2009年7月	ダスキー・サウンド (Duskey Sound)	7.8
2010年9月	ダーフィールド (カンタベリー) (Darfield (Canterbury))	7.1
2011年2月	クライストチャーチ (Christchurch)	6.3

(出典 : GeoNet ウェブサイトをもとに作成)

² 本稿における NZドルの円への換算は、1NZドル 60 円で計算を行っている。

³ 事故補償制度は、ニュージーランド国内で発生したあらゆる事故による死亡、傷害について、補償を行う制度であり、ニュージーランド国民だけでなく一時滞在中の外国人も補償を受けることができる。ACC による事故補償制度があるため、民間の保険会社では、自賠責保険や労災保険等の提供は行っていない。

3. 地震保険制度の概要

ニュージーランドの地震保険は、EQC が運営する公的な地震保険制度と民間の保険会社が提供する地震保険制度が併存している。EQC の地震保険は、民間の火災保険に加入する場合に自動付帯（非居住物件は除く）される。一方で、民間の保険会社は、EQC の地震保険を補完する役割を担っており、EQC の支払限度額を超えた部分の補償を提供している。保険金支払の際はまず EQC の地震保険から支払い、EQC の支払限度額を超える部分については民間の保険会社が支払を行う。また、民間の保険会社は、EQC が補償を提供していない企業物件等についても地震に関する補償を提供している。

(1) EQC の地震保険の概要

EQC の地震保険は EQ カバー（EQCover）と呼ばれており、1993 年地震委員会法（Earthquake Commission Act 1993）および 1993 年地震委員会規制（Earthquake Commission Regulations 1993）に基づき運営がなされている。

EQC の地震保険制度の特徴として、民間の保険会社の火災保険に強制付帯する仕組みとなっていること、民間の保険会社の地震保険に優先して支払われること、保険金支払に充てるため領収した保険料により自然災害基金（Natural Disaster Fund）が運営されていること、保険金の支払額が EQC の支払能力を超えた場合は政府が超過額全額の保証を行っていること、等が挙げられる。本項では、EQC の地震保険制度の沿革や補償内容等の EQC の地震保険の概要を説明する。

a. 制度の沿革

ニュージーランドの現在の公的地震保険制度は、1944 年地震・戦災法（Earthquake and War Damage Act 1944）により創設された地震保険制度が基となっている。1931 年にホーク湾で発生した地震では損害額が約 3 億 8,000 万 NZドル（約 228 億円）、1942 年にワイララパで発生した地震では損害額が約 1 億 2,000 万 NZドル（約 72 億円）に達したが、これらの地震が国家財政に与えた影響は大きく、被災者の救済が遅々として進まなかったことから、自然災害の被災者を救済する基金の必要性が強く認識された。このような状況の中、基金の設置と民間の火災保険への地震保険の自動付帯を骨子とする 1944 年地震・戦災法が成立した。当時の公的地震保険制度は、居住物件だけでなく非居住物件も保険の対象としており、保険金の支払限度額はなかった。しかし、1944 年地震・戦災法が 1993 年地震委員会法に改正された際に、公的地震保険制度は居住物件のみを保険対象とし、非居住物件は対象外とした。また、改正の際に支払限度額が設けられた⁴。

だし、労災保険については 2012 年 10 月から民間の保険会社の算入が認められる予定である。

⁴ 損害保険料率機構「海外地震保険制度－ニュージーランド 2006 年調査」（2007.3）pp.24-25

b. 地震保険の内容

EQC の地震保険の補償の対象となる損害、保険の対象、支払限度額等について説明する。

(a) 補償の対象となる損害

EQC の地震保険は、地震、地滑り、津波、火山噴火、地熱作用による損害およびこれらの自然災害による火災損害を補償する。土地の場合は、これらに加え暴風、洪水による地盤損壊も補償される。

(b) 保険の対象

EQC の地震保険は、居住用建物、土地および家財を保険の対象としている。

○ 居住用建物

居住用建物は住居として使用している建物であり、戸建、集合住宅のほか別荘（Holiday homes）や保養所（Rest homes）も含まれる。離れ、車庫、物置がある場合にはこれらを保険の対象に含めることができる。また、水道管、電気ケーブル、ガス設備、電話設備等の建物に接続している設備も、契約者が所有している部分に関しては、建物から 60 メートルまでは保険の対象となる。

○ 土地

建物を保険の対象とした場合、土地も自動的に保険の対象となる。土地については、建物から 8 メートル以内の土地および建物から 60 メートル以内の主通路として使用している土地が保険の対象となる。

○ 家財

家財は保険の対象となる。

○ 保険の対象とならないもの

EQC の地震保険の対象とならないものには、主に以下のものがある。

- ・ 現金
- ・ 宝石、貴金属、美術品
- ・ 自動車、船舶、飛行機
- ・ 芝生、植物、樹木、果樹、垣根
- ・ 動物
- ・ 無形資産（パソコン内のデータ等）
- ・ 道路

(c) 支払限度額

EQC の地震保険には支払限度額があり、居住用建物は 10 万 NZドル (約 600 万円)、家財は 2 万 NZドル (約 120 万円) にそれぞれ財・サービス税 (Goods and Services Tax : 以下「GST」)⁵ の税額を加算した額を支払限度額とする。そのため、建物と家財については以下の額で保険金額の設定を行う。

○ 建物

以下のいずれか少ない額で設定を行う。

- ・ 10 万 NZドルに GST を加算した額
- ・ 火災保険の保険金額が再調達価格で設定されている場合は火災保険と同額の保険金額 (再調達価格で設定されていない場合については、床面積 1 平方メートルあたり 1,000NZドル以上で計算した保険金額とする。)

○ 家財

以下のいずれか少ない額で設定を行う。

- ・ 2 万 NZドルに GST を加算した額
- ・ 火災保険の保険金額 (建物と異なり火災保険が再調達価格で設定されていない場合についても、火災保険の保険金額と同額とする。)

なお、土地については支払限度額がなく、保険金支払の際は建物の支払保険金の額とは別に、土地の被害額 (修復できる場合はその費用) もしくは事故時点での土地の価格のいずれか少ない額が支払われる。

(d) 免責金額

EQC の地震保険には免責金額が設定されており、保険金支払の際には以下の額が控除して支払われる。

○ 建物

- ・ 損害額が 2 万 NZドル以下の場合は 200NZドル
- ・ 損害額が 2 万 NZドル超の場合は損害額の 1%

○ 家財

200NZドル

ただし、建物と家財が同一の事故により、同時に被害を受けた場合は以下となる。

- ・ 建物と家財を合算した損害額が 2 万 NZドル以下の場合は 200NZドル

⁵ GST はニュージーランドで導入されている付加価値税であり、2012 年 1 月現在の税率は 15% である。わが国では消費税が付加価値税である。

- ・建物と家財を合算した損害額が2万NZ超ドルの場合は損害額の1%

○ 土地

- ・損害額が5,000NZドル以下の場合は500NZドル
- ・損害額が5,000NZドル超の場合は損害額の10%（ただし5,000NZドルを限度とする。）

c. 保険料

EQCの保険料は地震保険税（Earthquake Commission levy：EQC levy）と呼ばれている。税率は所在地や建物の構造に関わりなく全国一律となっている。2012年1月現在の地震保険税は建物、家財ともに保険金額に対し0.05%となっているが、2012年2月以降は0.15%へと値上げが実施される。値上げの経緯については後記5を参照願う。

土地については地震保険税が課税されておらず、建物の地震保険税のみで土地も補償される。

地震保険税にはGSTが課税⁶されており、契約者は地震保険税にGSTを加算した額を保険料として支払う。

d. 加入方法

EQCの地震保険は、1993年地震委員会法第18条から20条の規定により、民間の火災保険に加入した場合、強制的に加入する仕組みとなっている。建物にかかる火災保険に加入した場合は建物と土地、家財にかかる火災保険に加入した場合は家財にかかる地震保険が付帯される。

地震保険税は、民間の保険会社が自社の火災保険料とあわせて契約者から徴収を行う。徴収された地震保険税は保険会社からEQCに納められる。EQCは保険会社に対し、手数料の支払い⁷を行っている。

民間の火災保険に加入しない場合は、通常、地震保険は無保険となる。ただし、1993年地震委員会法第22条の規定により、直接引受することが適切であるとEQCが判断した場合は、EQCが地震保険のみを直接引受することも可能となっている。

e. 加入率

EQCの地震保険の加入率に関する公式なデータは存在しないが、イギリスの調査会社であるAxco社の資料によると、建物所有者の約90%が建物に関する火災保険に加入している。また、2010年9月6日のニュージーランドのジョン・キー首相の演説⁸に

⁶ 地震保険税だけでなく、民間の火災保険の保険料についてもGSTが課税されている。

⁷ 2010年度にEQCが支払った手数料は約227万NZドル（約1億3,620万円）となっている。（EQC, “Annual Report 2010-2011”p.36）

⁸ John Key, “Post-Cabinet Press Conference：Speech Notes on Canterbury Earthquakes”（2010.9.6）

よると、住宅の無保険率の平均はニュージーランド全体で約 5%程度であり、加入率は非常に高いことがうかがえる。

f. 運営主体

地震保険制度については EQC が運営を行っている。EQC はクラウン・エンティティ (Crown Entity) と呼ばれる独立した法人格を有する政府認可の特殊法人であり、行政組織ではないものの、国 (Crown) の政策実行機能を担っている。

EQC の役割は 1993 年地震委員会法第 5 条に規定されており、大別すると以下の 3 つの役割がある。

- 地震保険制度の運営
- 自然災害基金 (Natural Disaster Fund) の運営・管理、再保険手配
- 地震教育、地震研究の促進

(a) 地震保険制度の運営

EQC は民間の保険会社を通じて地震保険を提供している。一方で、保険金支払については、EQC が直接損害査定を行い、EQC が直接契約者に保険金支払を行っている。

EQC では通常業務を行うのに必要な職員のみ擁しており、平時の一般職員は約 20 名程度で、事務所は首都ウェリントンにのみ設置されている。一般職員とは別に、EQC は約 25 名程度の損害査定人と契約を結んでおり、事故の際にはこれらの損害査定人が対応を行う。

平時の人数では巨大災害における膨大な事故処理に対応できないため、対応策として巨大災害対応プログラム (Catastrophe Response Programme) が用意されており、巨大災害時には大幅に人員を増やし、組織を拡大して対応する仕組みとなっている。

巨大災害対応プログラムにおける人員、サービス等の調達は外部委託を中心としている。EQC は巨大災害の際にどのような業務が発生し、どの程度の人数が必要になるか等の分析を行っている⁹。これらの分析に基づき、実際に巨大災害が発生した場合に、短時間で求める基準に合致する人材、サービスを得られるよう EQC は巨大災害に備え損害査定会社や人材派遣会社等と契約を行っている¹⁰。

また、ウェリントンにある EQC の事務所が被災した場合は、数時間以内にオー

⁹ EQC は地震危険の分析システムや保険金支払処理業務の分析システム等を有しており、これらを利用して分析が行われている。

¹⁰ EQC は外部委託先との契約維持にあたり、巨大災害の発生の有無に関わらず、契約料を支払っている。このため、委託を行う業務の発生可能性と契約維持にかかるコストとの見極めが EQC の判断において重要になる。なお、実際に巨大災害が発生した際にかかる人件費やサービス等のコストの支払も EQC が行

クランドに事務所を設置する仕組みが用意されている。EQC はオーストラリアの損害査定会社等と契約しており、オーストラリアで保険金支払業務を行う体制も整えている。

EQC は巨大災害時に確実に対応できるよう、研修や実務テスト等を行っており、巨大災害対応プログラムは随時見直しがなされている。

(b) 自然災害基金の運営・管理、再保険手配

EQC は、保険金支払のための自然災害基金の運営・管理および再保険の手配を行っている。

自然災害基金は、政府が拠出した 15 億 NZドル(約 900 億円)の資本金(capitalised reserves)と留保利益(retained earnings)により構成されており、純資産に相当する。留保利益は、地震保険税収入、再保険料支払、保険金支払、再保険による回収、事業費支払、投資収益等により計算された当期包括利益(comprehensive income)と期初の留保利益残高の合計により計算される。EQC は所得税の支払が免除されている¹¹ため、自然災害基金は無税での積立がなされている。

EQC は、自然災害基金を運用するため投資活動を行っている。投資はニュージーランド政府債券、ニュージーランド銀行手形、外国株式等に行われており、投資方法や配分等の変更については財務大臣に相談を行わなければならない。また、EQC は財務諸表を毎月、自然災害基金の投資状況に関するレポートを四半期ごとに財務大臣に提出している¹²。

再保険については、巨大災害時のリスクの軽減のため、海外の再保険会社より調達しており、毎年契約条件の交渉が行われている¹³。

(c) 地震教育、地震研究の促進

EQC では、地震等の自然災害に関する知識および自然災害への対処方法を広めるため、ウェブサイトやキャンペーン等を通じ情報提供を行い、学校における教育プログラムの提供を行っている。また、ニュージーランド国立博物館(Museum of New Zealand Te Papa Tongarewa)やオークランド戦争記念博物館(Auckland War Memorial Museum)、ワイラケイ火山活動センター(Wairakei Volcanic Activity Centre)等で展示施設を設けている。

EQC は、地震研究活動の支援も行っており、地震・火山活動・地滑り・津波等の

う。

¹¹ EQC, “Annual Report 2010-2011”, p.31

¹² EQC, “Statement of Intent June 2011 – June 2014”(2011.6.30)

¹³ EQC は 1 事故 40 億 NZドル、免責約 15 億 NZドル(実質約 25 億 NZドルの再保険カバー)の再保険プログラムを契約している。なお、再保険プログラムは、1 事故が 35 億円超になるとその次の事故の免責が 15 億 NZドルから 10 億 NZドルへと減額される、複数のレイヤーから構成されており細かい条件が異なる。

監視システムを運営するジオネット（GeoNet）プロジェクトの運営の支援¹⁴、大学における地震教育・研究支援、地震研究に対する奨学金の提供等を行っている。

g. 政府保証

EQC は保険金支払のため自然災害基金の管理・運営および再保険の手配を行っているが、保険金支払が EQC の支払能力を超過し EQC が支払できない場合、超過部分は全額政府保証となり政府が支払う。この政府保証は、1993 年地震委員会法第 16 条の規定により定められており、限度額がなく無限責任となっている。

この政府保証を受けるにあたり、1993 年地震委員会法第 17 条の規定により、EQC は政府の定める額を保証料として納付しており、2010 年度には 1,000 万 NZドル（約 6 億円）¹⁵を保証料として納付している。

(2) 民間の地震保険の概要

EQC の地震保険は、ニュージーランドの住宅の平均価格の約 50%程度しかカバーしていない¹⁶。民間の地震保険は EQC の地震保険を補完する役割を担っており、EQC の支払限度額を超えた部分や企業物件等を取り扱っている。

民間の住宅物件に関する地震保険は火災保険の特約であり、損害額から EQC の地震保険が補償した額を差し引いた残額を補償する¹⁷。また、EQC が補償を行っていない住宅の洪水による損害、貴金属、美術品、住宅の損傷により発生した一時宿泊費用等を補償している。ただし、EQC とは異なり、土地は保険の対象となっていない。料率は各保険会社により異なる。

EQC の地震保険は自動車を保険の対象としていないが、民間の保険会社の自動車保険は一般的に地震が免責事由となっておらず、地震による車両の損害に関する補償している。

企業物件に関しては、EQC は補償を提供しておらず、民間の保険会社が補償を提供している。また、民間の保険会社は、事業中断保険（business interruption insurance）や海上保険（marine cargo insurance）等でも地震リスクのカバーを提供している。

ニュージーランドでは異常危険準備金の制度はなく、民間の保険会社は資産と再保険手当により保険金の支払を賄っている。現状では、ニュージーランドに保険会社の監督当局はなく¹⁸、巨大災害に対する支払能力に関する規制もない¹⁹。ニュージーラン

る等、複雑な内容となっている。（EQC, “Annual Report 2010-2011”, p.20）

¹⁴ ジオネットウェブサイトによると、ジオネットプロジェクトは 2001 年に立ち上げられ、設立にあたり EQC は 10 年間で 5 億 NZドルの提供を行った。

¹⁵ EQC, “Annual Report 2010-2011”, p.25

¹⁶ 損害保険料率機構「海外地震保険制度－ニュージーランド 2006 年調査」（2007.3） p.43

¹⁷ 損害保険料率機構「海外地震保険制度－ニュージーランド 2006 年調査」（2007.3） p.53

¹⁸ 経済開発省（Ministry of Economic Development）が規制を行っている。

¹⁹ ただし、損害保険会社の健全性規制として、1994 年保険会社（格付および検査）法（Insurance Companies (Rating and Inspections) Act 1994）により格付の取得、登録、公開義務がある。格付の取得、

ド保険協会（Insurance Council of New Zealand：以下「ICNZ」）²⁰が支払能力審査（The Council's Solvency Test）という自主規制を行っており、ICNZ が会員企業に対し、会員として維持すべき最低限の支払能力を定め、審査している²¹。

ただし、2010年保険（健全性監督）法の施行が2012年3月に予定されており、この法律の施行により、ニュージーランド準備銀行（Reserve Bank of New Zealand）による保険会社の免許制と事業監督の導入およびソルベンシー基準規制の導入が予定されている。このソルベンシー基準規制で民間の保険会社は巨大災害に対し十分なソルベンシー資本や再保険契約を維持することが求められる予定である。ソルベンシー規制の概要については後記6.（3）を参照願う。

4. カンタベリー地震における EQC の対応

EQC のカンタベリー地震における査定、支払業務等は現在も続いており、正確な保険金支払額の把握は数年先になる見通しである。時間がかかる要因としては、EQC が査定や保険金支払に留まらず、従来は行っていなかった建物修理業務、地質調査業務、土地改修業務等を行い、政府と協調してカンタベリー地域の復興に対応していることが挙げられる。本項では、カンタベリー地震の概要およびカンタベリー地震における EQC の対応を紹介する。

(1) カンタベリー地震の概要

ニュージーランド第2の都市クライストチャーチのあるカンタベリー地域²²では2010年9月4日、2011年2月22日に大規模な地震が発生している。

2010年9月4日、ニュージーランド南東中部を震源とするマグニチュード7.1のダーフィールド（Darfield）地震が発生した。震源はクライストチャーチの西約40キロのダーフィールド付近であった。この地震では犠牲者は出なかったものの、クライストチャーチは地盤の緩い地区であり、クライストチャーチおよびその周辺地域で激しい地盤の液状化が発生し、古いレンガ造りの建物の一部が崩壊する等の被害が出た。

2011年2月22日、クライストチャーチの南東約10キロを震央とするマグニチュード6.3のクライストチャーチ地震が発生した。この地震は、ダーフィールド地震よりも地震の規模は小さかったものの、震源地がクライストチャーチ市街地に近接していたこと、震源の深さが約5キロメートルと浅かった。そのため9月の地震よりも液状化被害の範囲が拡大し、また9月の地震による被害が更に増幅した。この地震によ

登録、公開義務は2010年保険（健全性監督）法においても引き続き求められる。

²⁰ ICNZ の会員会社は25社で、民間の損害保険の約95%（2010年9月末現在の収入保険料：約36億ドル）をICNZ の会員会社で引受している。

²¹ 損害保険料率機構「海外地震保険制度—ニュージーランド2006年調査」によると、ICNZ は任意準備金を資本金で除した値の正味保険料に対する割合を20%以上とする基準を設けている。

²² カンタベリー地域の人口は2011年6月末で約56万人となっており、そのうちの最大都市であるクライストチャーチの人口は約37万人である。

り 2011 年 2 月 23 日、ニュージーランド政府はニュージーランド全土に非常事態宣言を発令した。

また、2011 年 6 月 13 日にマグニチュード 6.3 の余震が発生し、直近では 2011 年 12 月 23 日にもマグニチュード 5.8 と 6.0 の 2 回の余震が立て続けに発生しており、液状化の被害が更に拡大している模様である。

本項においては 2010 年 9 月以降にカンタベリー地域を中心に発生した一連の地震をカンタベリー地震と称する。

(2) 地震による損害

ニュージーランド準備銀行 (Reserve Bank of New Zealand) の 2011 年 11 月の資料²³によると、クライストチャーチの地震に関連する保険金支払や保険金支払に関連する対応費用等は、EQC と民間の保険会社を合わせて総計 300 億 NZ ドル (約 1 兆 8,000 億円) に達する見込みである。なお、この 300 億 NZ ドルの中には、民間の保険会社が補償をしている企業物件に関する補償や事業中断費用、一時宿泊費用の補償等の居住用建物以外の補償も含まれている。このうちの約 44% (約 132 億 NZ ドル) が EQC の負担になると想定されている。この EQC の負担分には、EQC の再保険回収分や政府保証分等も含まれる。ただし、現在も査定作業が行われていること、また余震も多く発生していることから正確な金額の把握は数年先になる見通しである。

(3) EQC における対応

EQC が公表している直近の統計²⁴によると、2010 年 9 月 4 日以降の余震を含めた事故件数は約 42 万 1,500 件、うち支払済の件数は約 17 万 6,000 件、支払済保険金は約 27 億 7,000 万 NZ ドル (約 1,662 億円) となっている。2010 年 9 月 4 日の地震が発生するまで、支払件数が最も多い事故は 1968 年に発生したインガフア地震 (Inangahua earthquake) であり、支払件数は約 1 万 500 件²⁵であった。カンタベリー地震においては 40 万件以上の事故を受付しており、この規模の事故処理を EQC が行ったのは今回が初めてである。

カンタベリー地震の対応においては政府の復興事業との協調がなされている。カンタベリー地域は土地の危険度に応じ図表 2 の 4 つの区分分けがなされており、保険金支払の対応についてもこの区分に基づいて行われている。また、保険金の支払だけでなく、EQC が建物の修理に直接対応して事故解決を行う等、従来は行っていなかった対応がなされている。従来、EQC の担当大臣は財務大臣 (Minister of Finance) であったが、カンタベリー復興業務における指示については、財務大臣からカンタベリ

²³ Reserve Bank of New Zealand, “Financial Stability Report”(2011.11)

²⁴ EQC のウェブサイトで公開されている 2012 年 1 月 11 日現在の統計である。統計値は毎週更新されている。

²⁵ EQC, “Annual Report 2010-2011”, p.8

一復興大臣 (Minister for Canterbury Earthquake Recovery) に権限が移された。本項では、EQC の対応の概要を紹介する。

図表 2 危険度に応じた土地の区分

区 分 ^(注)	状 況
グリーンゾーン	調査が完了し、調査の結果、修理や再建築が可能と判断された地域。グリーンゾーンの場、契約者は保険会社や EQC に修理について相談を行うことができる。
オレンジゾーン	更なる調査が必要な地域。
レッドゾーン	被害が深刻で、土地修復の見込みが立たない地域。保険が付保されているものについては、政府の買取も行われる。政府が買取を行った場合、EQC の保険金は政府に支払われる。買取費用は総額で約 8 億 4,700 万 NZドル (約 508 億 2,000 万円) 程度となる見込みである。
ホワイトゾーン	ポートヒル (Port Hill) 地域。調査が複雑でまだ調査が終了していない。

(注) 現在の区分は、2011 年 6 月に政府が発表している区分に基づく。

(出典：カンタベリー地震復興庁ウェブサイト、EQC ウェブサイトおよび Hon Bill English, Minister of Finance, “Pre-election Economical and Fiscal Update 2011” (2011.10.25) をもとに作成)

a. 巨大災害対応プログラム

EQC では平時は通常業務を行うのに必要な職員のみ擁しており、巨大災害時には必要な人員を短期間で集め組織を拡大する巨大災害対応プログラムが稼働する。カンタベリー地震においてはこの巨大災害対応プログラムが稼働し、2010 年の 9 月の地震直後にクライストチャーチに対策事務所が設置された。

2010 年 9 月の地震以前の事務所は首都ウェリントンにのみ設置されており、職員数は一般職員が 22 名で、損害査定人が 27 名であった。巨大災害対応プログラムにより 2011 年 7 月には事務所数は 10、職員数は 1,275 名に拡大し、EQC の 2010 年 9 月 1 日から 2011 年 6 月末までの人件費は約 1 億 3,799 万 NZドル (約 82 億 7,940 万円) に達した²⁶。

事務所はニュージーランド国内だけでなくオーストラリアにも設置され、職員数 1,275 名のうち約 150 名はオーストラリアにおける職員数である。EQC の巨大災害対応プログラムでは、カンタベリー地震発生以前からオーストラリアにおいても保険金支払業務を行う体制を整えており、これが機能した。

b. 事故受付

EQC の事故報告期限は、1993 年地震委員会法の第 7 条で、原則 30 日以内、ただし一定の条件が満たされれば 3 ヶ月以内とすることができる、と規定されている。この規定に基づき、2010 年 9 月のカンタベリー地震の際には報告期限を 3 ヶ月とした。

²⁶ EQC, “EQC staff numbers and rates”(2011.9.8)

しかし延長しても報告期限は短く、EQC は事故報告期限の周知を図るため、2010 年 9 月の地震では事故報告期限 1 週間前から、2011 年 3 月の地震では事故報告期限 3 週間前から報告期限についてテレビ、新聞、ラジオ等でメディアキャンペーンを実施した。また、電子ニュースの配信、チラシの配布等により、事故報告期限や各種情報の提供に努めた²⁷。

2010 年 9 月 4 日から 2011 年 4 月 10 日まで、EQC のコールセンターは 24 時間体制で稼働した。2011 年 4 月 11 日以降は午前 7 時から午後 10 時までに時間が短縮されたが、報告期限の最終日は午前零時までコールセンターを稼働した。事故報告はオンラインでも受付しており、事故報告の約 6 割はオンライン経由でなされた²⁸。

EQC のアニュアルレポートによると、これらの対応の結果、保険金請求者のすべてが 3 ヶ月以内に事故報告を行うことができた。

c. 修理業務

建物の修理に関しては、通常は、住民自身で修理業者を探し EQC は保険金の支払いを行う²⁹。しかし、今回の地震では多大な被害が発生し、住民自身で直接修理業者を探すことは極めて負担が重く、また修理の需要の多さから修理価格の高騰や修理の品質にも差が生じる可能性があった。そのため、政府は EQC に対し、EQC の補償範囲内に収まる修理については EQC が直接対応するよう要請を行った³⁰。この要請を受け、EQC は 2010 年 10 月に民間の建設会社であるフレッチャー・コンストラクション社 (Fletcher Construction) を中心企業に選定して、フレッチャー地震修理プログラム (Fletcher Earthquake Recovery : Fletcher EQR) を立ち上げた。

フレッチャー地震修理プログラムにおいて、フレッチャー・コンストラクション社は監督を行い、実際の修理は下請の建設会社が行う。このような仕組みにすることで、修理が適正な価格・品質で履行され、かつ地域の中小の建設会社にもメリットがある仕組みとなった。

フレッチャー地震修理プログラムが対応を行うのは EQC の補償の範囲内となる修理のみであり、図表 3 のとおり修理額により対応が異なる。当初は 9 月の地震により被害を受けたもののうち約 5 万件的修理を対応する予定であったが、2 月に発生した余震により、約 10 万件的に対応する見込みとなった。

2011 年 2 月以降は災害時迅速調査 (後記 d 参照) に基づき緊急修理が必要となった建物については地震保険に加入していない物件も含め緊急修理の対応を行った³¹。

²⁷ EQC, “Annual Report 2010-2011”, p.59

²⁸ 同上。

²⁹ 1993 年地震委員会法第 29 条の規定上、保険事故への対応については保険金の支払、交換 (replacement)、復元 (reinstatement) のいずれかで対応でき、対応方法の選択権は EQC にある。ただし、実際には交換は家財で主に行われていた。

³⁰ EQC, “Annual Report 2010-2011”, p.3

³¹ カンタベリー復興大臣の指示により、無保険の物件についても災害時迅速調査および緊急修理が行わ

また、エネルギー効率局 (Energy Efficiency and Conservation Authority) と連携し、暖房設備を失った被災者に対し暖房設備の設置や交換、修理等³²を行った。

フレッチャー地震修理プログラムでは、2011年12月20日現在、3万件の緊急修理、1万3,000件の暖房設備の設置や修理、7,000件の完全修理の取扱を完了させた。今後、2013年6月までに損害額5万NZドル以上のものの修理、2014年末までに80%の修理を完了させる計画となっている。

図表3 修理額に応じた修理への対応

修 理 額	対 応
2,000NZドル以下 (注)	原則として、契約者自身が修理業者を手配し、EQCは契約者に対し保険金を支払う。ただし、契約者が希望する場合は、フレッチャー地震修理プログラムが修理を行うこともできる。
2,000NZドル超 10万NZドル以下	原則として、フレッチャー地震修理プログラムが修理を行う。ただし、契約者が希望する場合は、契約者が手配した修理業者を選択することも可能である。契約者が自身で修理業者を手配した場合、EQCは契約者に対し保険金を支払う。
10万NZドル超	保険金支払のみの対応となる。EQCは10万NZドルまでの補償を提供しており、それを超える損害については民間の保険会社が補償しているため、フレッチャー地震修理プログラムによる対応は行わない。抵当権付の契約については、EQCは抵当権者に保険金を支払う。抵当権付でない契約については、契約者に保険金を支払う。

(注) 2011年12月以前については、修理額が1万NZドル以下の区分となっていたが、2012年1月以降金額区分が変更となった。

(出典：EQC ウェブサイトをもとに作成)

d. 災害時迅速調査

2011年2月の地震を受け、EQCは災害時迅速調査 (rapid assessment) を行ってから、更に追加調査を行う方法を実施した。災害時迅速調査の目的は、追加調査の優先度合を判定することおよび緊急修理の必要な物件を特定することであった。災害時迅速調査および緊急修理は保険の付保に関わらず行われた。調査の結果は政府と情報共有がなされ、仮設住宅 (temporary accommodation) への入居が必要な世帯に関する情報としても活用された。

れた。

³² 暖房設置修理プログラム (Winter Heating Programme) や煙突が壊れた場合に煙突を使用しない新しい暖房設備を設置する煙突交換プログラム (Chimney Replacement Programme) が実施された。

e. その他の対応

前記のほか、EQC は以下のような対応を行った。

○ 地質調査

ボーリング調査、土壌診断、地震探査³³ (seismic survey) 等の地質調査 (geotechnical work) を行った³⁴。また、カンタベリー地震復興庁 (Canterbury Earthquake Recovery Authority : CERA) ³⁵に対し、地質調査に関する技術的な助言等を行った。

○ 土地改修業務

クライストチャーチやワイマカリリ (Waimakariri) 地区等における土地改修業務を行った。

5. 地震保険税の値上げ

2011 年 10 月、ニュージーランド政府は地震保険税を現行の 0.05% から 200% 増の 0.15% へ値上げすることを発表した。値上げは 2012 年 2 月 1 日に実施され、値上げにより EQC の地震保険税収入は約 8,600 万 NZ ドル (約 51 億 6,000 万円) から約 2 億 6,000 万 NZ ドル (約 156 億円) へと増える見込みである。

地震保険税については、1944 年地震・戦災法の頃から 0.05% で設定されており、今回初めて値上げが実施される。本項では地震保険税が値上げされた背景および値上げ幅・実施時期がどのように決定にされたかについて説明する。

(1) 値上げの背景

地震保険税の値上げを行った背景には、以下の三つが挙げられる³⁶。本項では、値上げの背景となった自然災害基金、政府の保証額および運営費用・再保険料の状況について説明する。

- EQC の自然災害基金を建て直すため
- 政府の保証額を減らすため
- EQC の運営費用、再保険料を賄うため

a. 自然災害基金

EQC では保険金支払への対応として、巨大リスクに対する対応として再保険の手配

³³ 地震探査とは、地質構造を推定する方法の一種である。

³⁴ 調査は EQC から委託を受けた民間企業であるトンキン・アンド・テイラー社 (Tonkin and Taylor) により行われている。

³⁵ カンタベリー地震復興庁はカンタベリー地域の復興戦略、政策、立案等の統括し、復興に向け関係機関との調整を行っている。

を行い、自然災害基金の管理・運営を行っている。

図表 4 は EQC の各決算期末³⁷における自然災害基金の残高である。カンタベリー地震発生以前の自然災害基金は、過去に大きな支払がなかったこと、投資収益を得ていたことから順調に運営がなされており、2010 年 6 月末の自然災害基金残高は約 59 億 2,621 万 NZドル（約 3,555 億 7,260 万円）であった。カンタベリー地震における再保険による回収後の EQC の支払責任額は約 40 億 NZドル（約 2,400 億円）程度と当初は想定されており、自然災害基金で賄えると思われていた。

しかし、2011 年 8 月に EQC の再保険回収後の想定支払責任額が 70 億 NZドル（約 4,200 億円）を超える見込となり、自然災害基金の残高を大幅に超過し、自然災害基金が枯渇することが明らかになった³⁸。2011 年 9 月に発表された 2011 年 6 月末決算では、自然災害基金が約 11 億 5,640 万 NZドル（約 693 億 8,400 万円）の不足となった。

図表 4 自然災害基金の残高の推移（2009 年－2011 年）（単位：NZドル）

2009 年 6 月末	2010 年 6 月末	2011 年 6 月末
55 億 7,110 万	59 億 2,621 万	▲11 億 5,640 万

（出典：EQC, “Annual Report 2009-2010”, “Annual Report 2010-2011” をもとに作成）

b. 政府の保証額

保険金支払が EQC の支払能力を超過し EQC が支払できない場合、超過部分は全額政府保証となる。2011 年 6 月末決算では自然災害基金が約 11 億 5,640 万 NZドル不足しているため、この分が政府保証となる。政府保証については、税金が原資となる。地震保険はすべての人が加入しているわけではないため、不足分を賄うために復興税を徴収するよりも、一定の地震保険の利益を受けている保険加入者が負担し、政府の保証額を減らすことが望ましい、とニュージーランド政府は判断した³⁹。また、所得税の増税による対応は経済全体に影響を及ぼす、と判断された⁴⁰。

c. 運営費用・再保険料

カンタベリー地震発生以前の自然災害基金は前記図表 4 のとおり順調に残高が増えていた。しかし、図表 5 のとおり、2009 年 6 月末決算も 2010 年 6 月末決算も①保険税収入のみでは②再保険料③保険金支払④その他運営費用の合計が賄えていない状態にあり、自然災害基金の積み増しは投資収益に大きく支えられていた。

³⁶ Bill English, “EQC levies rise to realistically reflect costs”(2011.10.11)

³⁷ EQC の決算期間は 7 月 1 日から 6 月 30 日までである。

³⁸ Bill English, “EQC’s earthquake liability revised upwards”(2011.8.30)

³⁹ Bill English, “EQC levies rise to realistically reflect costs”(2011.10.11)

⁴⁰ 同上。

図表 5 EQC の収益状況推移 (2009 年-2011 年)

(単位 : NZドル)

	2009 年 6 月末	2010 年 6 月末	2011 年 6 月末
①保険税収入	8,640 万	8,596 万	8,777 万
②再保険料	3,767 万	3,881 万	4,866 万
③保険金支払 (関連費用含む)	5,828 万	4,559 万	75 億 787 万 (再保険回収後)
④その他運営費用	1,315 万	1,323 万	1,297 万
①▲ (②+③+④)	▲2,270 万	▲1,167 万	▲74 億 8,193 万
投資収益	6,835 万	3 億 7,377 万	4 億 913 万
包括利益	3,563 万	3 億 5,510 万	▲70 億 8,260 万

(出典 : EQC, “Annual Report 2009-2010”, “Annual Report 2010-2011” をもとに作成)

(2) 値上げ幅、実施時期の決定

値上げ幅は検証の結果、現行の 200%増とされた。図表 6 は、ニュージーランド政府が値上げ幅の検討の際に検討を行った割増水準による税収、政府保証額、自然災害基金等の各種予測である。200%増であれば、今後の保険税収入により政府の保証額を実質約 4 億 9,000 万 NZドルへと減少させ、かつ自然災害基金を約 25 年でカンタベリー地震前の水準に再建できる、との試算であった。300%増は自然災害基金の建て直しを早急に行うことができるものの、契約者の負担が重すぎると判断された⁴¹。

EQC の保険金支払処理は現在もまだ続いており、最終的な保険金支払額の確定は数年先になる予定である。また、EQC については、カンタベリー地震における対応も踏まえ、今後の制度のあり方を検討するため、財務大臣による調査が現在行われている。しかし、自然災害基金が枯渇していること、従来の地震保険税の水準ではカンタベリー地震以前でも運営費用や再保険料等を賄えていなかったことから、早急に値上げを実施することが重要である、とのニュージーランド政府は判断し、調査結果の判明前に値上げが決定された。

EQC の地震保険は民間の保険会社経由で販売されている。値上げを行った場合、民間の保険会社はシステム改定を行う等の準備が必要となる。そこで政府は民間の保険会社の準備期間を考慮し、ニュージーランド保険協会と協議のうえ、値上げの実施時期を 4 ヶ月後の 2012 年 2 月からとした⁴²。

なお、現時点で保険金支払が確定していないこと、再保険市場の動向や今後の自然災害の状況によっては想定どおりの結果が得られない可能性もあることから、ニュージーランド政府はこの値上げは暫定的な処置であり、地震保険税を更に検証した上で再検討が行うことを示唆している⁴³。

⁴¹ New Zealand Treasury, “Regulatory Impact Statement : Increase to the Earthquake Commission’s Levy” p.6 (2011.10.5)

⁴² Office the of Minister of Finance, “Memorandum to Cabinet : Increasing the Earthquake Commission’s Levy” p.3 (2011.10)

⁴³ Bill English, “EQC levies rise to realistically reflect costs”(2011.10.11)

図表 6 地震保険税の値上げによる各種予測

(単位：NZドル)

割増	税率	地震保険税 ^(注)	総 EQC 税収入 (年間)	政府の実質保証額	自然災害基金 (25 年後)
現行	0.05%	69	8,600 万	12 億	0
100%	0.10%	138	1 億 7,400 万	8 億	10 億
200%	0.15%	207	2 億 6,200 万	4 億 9,000 万	65 億
300%	0.20%	276	3 億 5,000 万	2,300 万	120 億

(注) この地震保険税は、建物および家財ともに保険金額の上限で加入した場合の GST 税込の地震保険税である。

(出典：New Zealand Treasury, “Regulatory Impact Statement : Increase to the Earthquake Commission’s Levy” (2011.10.5) , Office the of Minister of Finance, “Memorandum to Cabinet : Increasing the Earthquake Commission’s Levy” (2011.10) をもとに作成)

6. カンタベリー地震以降の民間の保険会社の動向

カンタベリー地震の影響により、民間の保険会社の一部が破綻した。また、民間の保険会社については住宅保険の保険料の値上げや一部の保険会社が地震保険から撤退する等の動きが出ている。本項では、カンタベリー地震以降の民間の保険会社の動向を紹介する。

(1) 保険会社の破綻

カンタベリー地震に関する保険金支払により、民間の保険会社であるエーエムアイ保険 (AMI Insurance : 以下「AMI」) およびウェスタン・パシフィック保険 (Western Pasific Insurance) が破綻し、AMI に関しては政府支援がなされている⁴⁴。

AMI は 1926 年にクライストチャーチで設立され、外資系を除くと国内第 2 位の損害保険会社である。AMI は約 48 万 5,000 人 (クライストチャーチ単独で約 8 万 5,000 人) の契約者を保有するが、カンタベリー地震関連の保険金支払を資産と再保険手当て賄えず大幅な債務超過に転落する見込みとなったため、2011 年 4 月に最大で 5 億 NZドル (約 300 億円) の政府による支援が決定した⁴⁵。

(2) 値上げ、撤退に関する動き

カンタベリー地震により、民間の保険会社は保険料の値上げ、引受制限、撤退等を行っている。

民間の住宅保険の料率は、2011 年に 25%から 30%上昇しており、オークランド等

⁴⁴ ニュージーランドには保険会社が破綻した場合の契約者保護制度は存在しない。ウェスタン・パシフィック保険は契約者数約 7,000 人と企業規模が小さい等の理由により政府による支援は見送られ、2011 年 4 月に会社清算となった。

⁴⁵ Bill English, “Back up financial support for AMI policyholders”(2011.4.7)。なお、AMI については 2011 年 12 月に IAG (Insurance Australia Group) による買収が決定した。ただし、カンタベリー地震関連の支払については政府による新会社に引き継がれ、引き続き政府が対応する。(Bill English, “Crown to manage AMI’s earthquake claims”(2011.12.16))

の地震が少ない地域に関しても値上げがなされている⁴⁶。住宅保険の料率を80%値上げした保険会社もある⁴⁷。

民間の保険会社は、住宅物件および企業物件ともに地震リスクに関する補償の引受を制限しており、地震によるリスクが高い建物や施設についてはカンタベリー地域に限らず補償を購入できない可能性がある⁴⁸。チューリッヒ (Zurich New Zealand) は、オークランド等の一部の地域を除いて、地震に関連する補償の引受を停止した⁴⁹。また、教会をメインの顧客層とし、教会に対する保険契約では最大手のアンズバー (Ansva New Zealand) は、カンタベリー地震で多額の保険金支払が発生したことを受け、教会に対する地震に関連する補償の提供は行わない、と発表している⁵⁰。

一部では完全撤退の動きもあり、シビック・アシュランス (Civic Assurance) は再保険料の大幅な高騰を受け、2011年6月に撤退した⁵¹。再保険に関しては、ニュージーランド保険協会が、「大手保険会社は現状再保険の手配ができていないものの、将来的に自然災害のカバーを再保険市場で確保するのは難しくなるのではないか」との警告を発している⁵²。

また、大手保険会社のヴェロ (Vero) は、「EQCが企業物件を含め、より一層大きな役割を持つことを期待する」、と表明している⁵³。

(3) ソルベンシー基準規制の導入

2010年保険(健全性監督)法の施行が2012年3月に予定されており、この法律の施行によりソルベンシー基準規制の導入が予定されている。新規に導入されるソルベンシー基準規制では、損害保険会社は最低ソルベンシー資本 (Minimum Solvency Capital : MSC) を積立なければならない。

最低ソルベンシー資本は各種の資本必要額⁵⁴の合計により計算され、このうちの巨大災害リスク資本必要額 (Catastrophe Risk Capital Charge) で地震等の巨大災害に対し十分なソルベンシー資本や再保険契約を維持することを定めている。地震に関しては、必要額は図表7のとおり段階的に引き上げられ、最終的に1,000年に1度の異

⁴⁶ Lawrence Watt, "Premium hikes hit all cities", New Zealand Herald(2011.10.2)

⁴⁷ John Grant, "One year on - The future of earthquake insurance for residential properties", Interest (2011.9.5)

⁴⁸ New Zealand Herald, "insurers face \$30b in claims from Christchurch quake"(2011.11.10)

⁴⁹ A.M. Best, "BEST'S SPECIAL REPORT New Zealand Non-life"p.6 (2011.11.7)

⁵⁰ New Zealand Herald, "Church insurance business bows out on quake cover"(2011.9.29)

⁵¹ The National Business Review, "Insurers shy away from Christchurch and Waimakariri" (2011.6.27)

⁵² 保険毎日新聞「ニュージーランド 地震再保険カバーの展望」(2011.10.28)

⁵³ Marta Steeman, "Vero boss calls for greater EQC role", Fairfax NZ News(2011.11.18)

⁵⁴ 巨大災害リスク資本必要額のほか、保険リスク資本必要額 (Insurance Risk Capital Charge)、資産リスク資本必要額 (Asset Risk Capital Charge)、為替リスク資本必要額 (Foreign Currency Risk Capital Charge)、金利資本必要額 (Interest Rate Capital Charge) および再保険回収リスク資本必要額 (Reinsurance Recovery Risk Capital Charge) があり、最低ソルベンシー資本はこれらの合計額かつ3億NZドル(約180億円)以上としなければならない。

常危険に耐えるソルベンシー資本や再保険契約の維持が求められる予定である。

この額はカンタベリー地震を受け、決定された。ただちに1,000年に1度の額を導入するのは難しいこと、また500年に1度の額であれば、現状各保険会社にそれほど大きな影響を与えないことから段階的な引き上げが実施されることとなった⁵⁵。

ただし、保険業界からは、1,000年に1度の額は大きすぎる、との声も挙がっている⁵⁶。

図表 7 巨大災害リスク資本必要額計算のための再現期間

保険会社の財務報告期間	再現期間
2015年9月7日以前	500年に1度
2015年9月8日以降 2016年9月7日	750年に1度
2016年9月8日以降	1,000年に1度

(注) 必要額を上回るカバーの再保険契約を締結している場合はその額を維持する。また、地震以外の異常危険は250年に1度の再現期間により必要額を計算し、地震と地震以外の両方がある場合はいずれか大きい方を採用する。

(出典：Reserve Bank of New Zealand, “Policy Position Paper, Solvency Standard for Non-life Insurance Business, Calibration of Catastrophe Risk Capital Charge” (2011.10) をもとに作成)

7. おわりに

EQC はカンタベリー地震において、政府の復興事業と協調し、大きな役割を果たした。民間の保険会社についても EQC の支払限度額を超える補償の提供や企業物件への補償提供によりカンタベリー地震に際しては大きな役割を果たしたが、民間の保険会社はカンタベリー地震以降、保険料の値上げ、引受制限等、地震に関する補償の提供には極めて消極的になっており、ニュージーランドにおける EQC の役割は今後増々重要になってくると思われる。

ただし、EQC の自然災害基金はカンタベリー地震の影響により枯渇し、保険料の値上げにより基金の再建が行われている最中であり、EQC の制度は盤石とは言えない。ニュージーランド政府は地震保険税の値上げに際し、値上げは暫定的なものであり、更なる見直しの可能性があることを示唆している。また、今後の制度のあり方の検討のため、財務大臣による調査が行われている。

EQC の地震保険制度は保険料率が全国一律であること、土地が保険料負担なく補償されていること等について従来から不公平であるとの指摘がなされている⁵⁷。また、カンタベリー地震の対応で行われた建物修理業務や土地改修業務等については、EQC の

⁵⁵ Reserve Bank of New Zealand, “Policy Position Paper, Solvency Standard for Non-life Insurance Business, Calibration of Catastrophe Risk Capital Charge” p.3 (2011.10)

⁵⁶ A.M. Best, “BEST’S SPECIAL REPORT New Zealand Non-life” p.4 (2011.11.7)

⁵⁷ EQC, “Briefing for the Minister in Charge of the Earthquake Commission” (2008.11.4)

本来業務ではなく、今後も継続してこれらの役割を担うのであれば、対応プランを策定する必要がある、との意見が EQC 内から出されている⁵⁸。

EQC が今後どのような役割を持ち、どのような補償を提供していくのか、今後の動向についても見守っていくこととしたい。

⁵⁸ EQC, “Annual Report 2010-2011”p.4

<参考資料>

- ・黒木松男「ニュージーランドにおける地震保険」創価大学通信教育部学会通信教育部論集第5号(2002.8)
- ・地盤工学会『ニュージーランド Darfield 地震災害緊急調査団 報告書』(2010.12)
- ・地盤工学会『2011年ニュージーランド Christchurch 地震による被害に対する災害緊急調査団 報告書』(2011.6.12)
- ・スイス再保険「シグマ 2011年第2号 2010年の世界の保険」
- ・損害保険事業総合研究所『諸外国における地震保険制度に関する税制について』(2003.9)
- ・損害保険事業総合研究所『諸外国における保険に関わる税制について』(2011.9)
- ・損害保険料率算出機構『地震保険研究 10 海外地震保険制度～ニュージーランド 2006年調査～』(2007.3)
- ・保険毎日新聞「ニュージーランド 地震再保険カバーの展望」(2011.10.28)
- ・A.M. Best, “BEST’S SPECIAL REPORT New Zealand Non-life”(2011.11.7)
- ・Bill English, “Back up financial support for AMI policyholders”(2011.4.7)
- ・Bill English, “Crown to manage AMI’s earthquake claims”(2011.12.16)
- ・Bill English, “EQC’s earthquake liability revised upwards”(2011.8.30)
- ・Bill English, “EQC levies rise to realistically reflect costs”(2011.10.11)
- ・David Middleton, “The role of the New Zealand Earthquake Commission”, Australian Journal of Emergency Management Volume 16 Issue 2 (2001)
- ・Earthquake Commission, “an insurer’s guide to EQCover”(2009.6)
- ・Earthquake Commission, “Annual Report 2009-2010”
- ・Earthquake Commission, “Annual Report 2010-2011”
- ・Earthquake Commission, “Briefing for the Minister in Charge of the Earthquake Commission” (2008.11.4)
- ・Earthquake Commission, “householder’s guide to EQCover”
- ・Earthquake Commission, “Review of New Zealand Earthquake Commission’s Catastrophe Response Operational Capability”(2009.5)
- ・Earthquake Commission, “Statement of Intent June 2010 – June 2013”(2010.5.10)
- ・Earthquake Commission, “Statement of Intent June 2011 – June 2014”(2011.6.30)
- ・Hon Bill English, Minister of Finance, “Pre-election Economical and Fiscal Update 2011” (2011.10.25)
- ・John Grant, “One year on - The future of earthquake insurance for residential properties”, Interest (2011.9.5)
- ・John Key, “Post-Cabinet Press Conference : Speech Notes on Canterbury Earthquakes”(2010.9.6)
- ・Lawrence Watt, “Premium hikes hit all cities”, New Zealand Herald (2011.10.2)
- ・New Zealand Herald, “insurers face \$30b in claims from Christchurch quake”(2011.11.10)
- ・New Zealand Herald, “Church insurance business bows out on quake cover”(2011.9.29)

- ・New Zealand Treasury, “Regulatory Impact Statement : Increase to the Earthquake Commission’s Levy”(2011.10.5)
- ・Office of the Minister of Finance, “Memorandum to Cabinet : Increasing the Earthquake Commission’s Levy”(2011.10)
- ・Reserve Bank of New Zealand, “Financial Stability Report”(2011.11)
- ・Reserve Bank of New Zealand, “Policy Position Paper Solvency Standard for Non-life Insurance Business Calibration of Catastrophe Risk Capital Charge”(2011.10)
- ・Reserve Bank of New Zealand, “Solvency Standard for Non-life Insurance Business”(2011.11)
- ・The National Business Review, “Insurers shy away from Christchurch and Waimakariri”(2011.6.27)
- ・Marta Steeman, “Vero boss calls for greater EQC role” , Fairfax NZ News(2011.11.18)

<参考サイト>

- ・ニュージーランドカンタベリー地震復興庁ウェブサイト <http://cera.govt.nz/>
- ・ニュージーランド経済開発省企業局ウェブサイト <http://www.business.govt.nz/>
- ・ニュージーランド財務省ウェブサイト <http://www.treasury.govt.nz/>
- ・ニュージーランド事故補償公社ウェブサイト <http://www.acc.co.nz/>
- ・ニュージーランド地震委員会ウェブサイト <http://www.eqc.govt.nz/>
- ・ニュージーランド地震委員会復興ウェブサイト <http://canterbury.eqc.govt.nz/>
- ・ニュージーランド準備銀行ウェブサイト <http://www.rbnz.govt.nz/>
- ・ニュージーランド政府ウェブサイト <http://www.beehive.govt.nz/>
- ・ニュージーランド保険協会ウェブサイト <http://www.icnz.org.nz/>
- ・AMI ウェブサイト <http://www.ami.co.nz/>
- ・AXCO ウェブサイト <http://www.axcoinfo.com/>
- ・Fletcher Earthquake Recovery ウェブサイト <http://www.eqr.co.nz/>
- ・Future impact ウェブサイト <http://www.futureimpact.co.nz/>
- ・Grant Thornton ウェブサイト <http://www.grantthornton.co.nz/>
- ・GeoNet ウェブサイト <http://www.geonet.org.nz/>
- ・New Zealand legislation ウェブサイト <http://www.legislation.govt.nz/>
- ・Statistics New Zealand ウェブサイト <http://www.stats.govt.nz/>
- ・Tonkin and Taylor ウェブサイト <http://www.tonkin.co.nz/>